第1号様式

政治団体設立届

政治団体を組織した日、又は政治団体となった日から7日以内に届出。郵送はできません。

令和7年4月3日

総務大臣 長野県選挙管理委員会

政治団体の名称「収支

「収支大事郎」後援会

事務所の所在地

長野市大字南長野字幅下692-2

代表者の氏名

収支 大事郎



政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

	<u> </u>	記	П		分訂	Eなどにより	本人が提出に 本人確認ができ	
ふ り が な 名 称		じるうこうえん だ 郎」後援	で かい 会	対象に 一般では 一般では 一般では 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で	支団 規団 の金法 治の 金法 治の 金法 治の と () は から (部体 3条の2第1 体 で 治団体の区分 で7第1項第 治団体 で7第1項第 治団体	か 第1号 いては する項 第2、 を入れ 項目も	養員関係 団体にお は、該当 頃目に口 い、下の ら記入す
目 的	別紙の			年月日		令和7年4月	118 %=2	
主たる事務所の	(₹380−8570	,	(電話 026	6-232-0111)			
所在地主たる活動地域	長野市大字南長野字 長野県	幅下692-2						┨
	ふり ^{が な} 氏 名	住	所	(電 話)		生年月日	選任 (年月日)	
代 表 者	しゅうしだいじ ろう 収支大事郎	〒380-0836 長野		野南県町686 26-234-950	I	·大·卿 •10•10	^{令和} 7・4・1	
会 計 責 任 者	しゅうし み ほ 収 支 美 保	〒380-0836 長野		野南県町686 26-234-950		・大・囮)・8 ・15	^{令和} 7・4・1	
会計責任者の 職務代行者	Ltsの たろう 信 濃 太 郎	〒389-1392 上水		大字柏原428· 26-255-311	I	・大・個 9・1・11	令和 7・4・1	
支 部 の 有 無	□ 有 ☑ 無	課税上の優	退措置の通	5月関係の有無			有無 国会議	員関係政
政治資金規正法第 第1号に係る国会議			代表者であ	る公職の候補	者に係る公職	種類	治団体は、該	について 当する項
政治資金規正法第	519条の7第1項	ふ 公職の他	り が な 侯補者の氏의	名	公職の候	者に係る	また、	入すること 第1、2 号 と 当している
(政治団 員である団体、国	置の適用を「有」にできる 国会議員・都道府県知事)です。なお、実際の優遇	及び議会議員・指定	都市の市長	及び議会議員の	の後援団体(¶	候補者等の	場合は	、それぞ すること。
政 党 その他	衆議院 参議 議 員 議 員		県議会議員	市町村長	市町村 議会議員	7	П	
АВ	C D	Е	F	G	Н	I	J	
			√			_		<u> </u>

※設立届と同時に綱領、党則、規約又は会則等その名称のいかんを問わず、政治団体の目的、組織運営に関して定めたものを提出して下さい。
※国会議員関係政治団体の2号団体に該当する団体においては、第27号様式を提出して下さい。

長野県知事又は長野県議会議員の選挙の候補者等(現職含む)の後援団体が課税上の優遇措置の適用を受ける場合に提出してください。なお、国会議員選挙の候補者等の後援団体が課税上の優遇措置の適用を受ける場合は、本様式ではなく「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」の提出が必要です。

被推薦書

令和7年4月3日

政治団体の名称代表者の氏名

「収支大事郎」後援会 収支 大事郎

殿

公職の種類 長野県議会議員(現職)

氏 名 収支 大事郎

86-1

住 所 **長野市大字南長野南県**

自署や、届出者本人が提出に来 庁し、身分証などにより本人確認 ができる場合などは押印が不要 になりました。

私(私達)は、令和7年4月1日から貴団体の推薦(支持)を受けています。

- 1. この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2. 「公職の種類」には、都道府県の議会の議員又は都道府県知事の区分により、その職にある者にあっては、「〇〇県議会議員(現職)」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあっては、「〇〇県議会議員(候補者等)」の例により記載すること。
- 3. 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4. 被推薦者が多数の場合には、別紙として添付すること。
- 5. 公職の種類に異動があった場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「〇〇県議会議員(候補者等)(令和 年 月 日)」の例により記載すること。

収支報告書と一緒に提出してください。

総 務 大 臣 殿 長野県選挙管理委員会

政治団体の名称「収支大事郎」後援会

事務所の所在地 長野市大字南長野南県町686-1

(候補者等) 会計責任者の氏名

収支 美保 支

寄附金控除のための書類の確認について

自署や、届出者本人が提出に来庁し、身 分証などにより本人確認ができる場合な どは押印が不要になりました。

(公職選挙法第189条)

このことについて、政治資金規正法第12条若しくは第17条の規定による収支報告書に報告されているの

で確認をお願いします。

記

寄附者の数	寄	附 金	額	書類の枚数	備	考			
人 1	6	00, 00) O	1					
	ー緒に提出する「第9号様式の2」と内容の整合が取れ るようにして下さい。								

第9号様式の2

寄附金(税額)控除のための書類

	(確認欄)	
第9号 ださい。	様式とあわせて提出してく	

この寄付金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

(寄附をした者)

寄附をした者の記載内容が収支報告書 と一致するようにして下さい。

						J	*		J	•		
氏				名	選挙 行也							
住				所	□□市大字□□□□○○○番地							
寄	附	<u> </u>	D	額		百万	十万	万	千	百	+	円
前	[14	金	V)	识	¥マーク必須	¥	6	0	0	0	0	0
寄	附	年	月	Ħ	年 月 日							

(寄附を受けた団体)

同一人からの寄附が複数回ある場合は、この欄への日付記 入は不要です。

名	称	「収支大事郎」後援会	入は不要です。
所 在	地	長野市大字南長野南県町6	86-1
団体のいずれか該		政党又は政治資金団体 (租税特別措置法第41条の18 (第1項第1号又は第2号)	左記以外の特定の政治団体 (租税特別措置法第41条の18 (第1項第3号又は第4号
しのの番号を	○で表示	1	2
租税特別措置法第	41条の18第1項	その団体の主宰者又は主要な構成	
第3号該当の場合		員である国会議員の氏名	
租税特別措置法第	41条の18第1項	(1) その団体が推薦し又は支持する	
第4号該当の場合		者の氏名	松 文 人 争 邱
「同号イ該当の場合	↑は(2)の記載 7	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名	選挙
Lは必要ありませ	λ .	及び立候補年月日	—————————————————————————————————————

(寄附を受けた個人)

						(1) 公職の候補者の氏名					
公	職	\mathcal{O}	候	補	者	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名					選挙
						及び立候補年月日		年	月	日	
住					所						

(寄附の内訳)

年 月 日	金	額	年月日	金額	年月日	金額
6 • 1 • 25	300,000	円		F		円
6 • 4 • 10	300,000	確	認を受ける客院	■ が1回の場合は、この欄	・ へは記	円
			不要です。		•	円
		円	•	ļ		円

届出事項等の異動届

異動した日から7日 以内に届出。 郵送はできません。

令和 7 年 11 月 20 日

総 務 大 臣 長野県選挙管理委員会

この部分に異動が生じた際は、異動後の「新しい情報」を記載します。

→政治団体の名称

主たる事務所の所在地

代表者の氏名

「収支大事郎」後援会

長野市大字南長野南県町686-1

収支 大事郎

」 政治資金規正法第6条第1項の規定により届け出た事項 政治資金規正法第6条第2項の規定により提出した綱領等の内容

に異動があったので、同

.条の

規定により、下記のとおり届け出ます。

記

自署や、届出者本人が提出に来庁 し、身分証などにより本人確認がで きる場合などは押印が不要になり

異 動 事 項		内			容 _客	د.					
ふ り が 全て	の事項	iを記入して下さい(所在 ともに郵便番号と電話番	地の地籍、番地な 号も記入して下さ	だが! い)。	頁単位での記載となるため。 異動し、郵便番号や電話番						
主たる事務所	新	(〒380-0836) 長野市大字南長野南		4-95	01)		令和 7・11・18				
の所在地	旧	(〒380-8570) (電話026-234-9501)									
		s り が な モ 名	住		所	生年月日					
	新		(〒)	(電話)	朗·大·昭·平					
代 表 者	旧		(〒)	(電話)	・・・・ り 明・大・昭・平 ・・・・					
^ =1 = 1r +1.	新		(〒)	(電話)	明・大・昭・平					
会計責任者	旦		(〒)	(電話)	明・大・昭・平	• •				
会計責任者の	新		(〒)	(電話)	明・大・昭・平					
職務代行者	旧		(〒)	(電話)	明·大·昭·平 • •					
主 た る 活 動 区 域	新			旧			• •				
課税上の優遇措置 の適用関係の有無	新	□ 有 □ 無		旧	□ 有 □ 無						
綱 頒 、党 則 、 規 約 等	新	別紙のと	おり	旧	別紙のとおり)					
被 推 薦 書	新	別紙のと	おり	旧							
国会議員関係 政治団体の区分	新	□政治資金規正法第19第 号に係る国会議員関係 □政治資金規正法第19第 号に係る国会議員関係 □国会議員関係政治団体	政治団体 今の7第1項第2 政治団体	旧	□政治資金規正法第19条の 号に係る国会議員関係政治 □政治資金規正法第19条の 号に係る国会議員関係政治 □国会議員関係政治団体以						
公職の候補 者の氏名	新		-507140011	旧	口田女殿英房外次市田产外	77VX(111)F					
公職の種類	新			旧							
宝会議員関係政治団体 に該当する旨の通知	新	別紙のと:	おり	旧			•_•				
国会議員関係政治団体	新	別紙のと	おり	ÍΒ							

※異動に伴い、綱領、党則、規約又は会則等も改まる場合は、添付して提出して下さい。 ※政党(政党の支部)が名称、主たる事務所の所在地及び活動区域を移動する場合、様式第21号(支部証明書)の添付が必

政治団体を解散、又は政治団体でなくなった日から30日以内に届出。ただし、国会議員関係政治団体にあっては60日以内

政治団体解散届

令和 7 年 12 月 18 日

総務大臣 長野県選挙管理委員会 自署や、届出者本人が提出に来庁 し、身分証などにより本人確認がで きる場合などは押印が不要になりま した。

政治団体の名称 「収支大事郎」後援:

事務所の所在地 長野市大字南長野南 町686-1

代表者の氏名

会計責任者の氏名

収支 大事郎

収支 美保

令和7年12月15日に解散をしたので、政治資金規正法第17条第1項の規定により届け出ます。

「解散年1月1日から解散日までの収支報告書」及び、未提出の収支報告書がある場合、 「未提出分の収支報告書」の添付が必要です。

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 代表者及び会計責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 目的の変更その他により政治団体でなくなった旨の届出及び法第18条の2第1項の規定による政治団体が法第6 条第1項の規定により届け出た政治資金パーティーの開催を中止した旨の届出は、この様式に準じて行うこと。
- 4 この届出をする場合には、解散の日までの法第17条第1項に規定する収入及び支出並びに資産等に関する事項を 記載した報告書を提出すること。(解散の日迄のすべての未提出の収支報告書を提出すること。)

資金管理団体指定届

指定した日から7日以内に届出。

(資金管理団体に指定する場合のみ届出)

令和 7 年 4 月 3 日

自署や、届出者本人が提出に来庁し、 身分証などにより本人確認ができる場 合などは押印が不要になりました。

総 務 大 臣 長野県選挙管理委員会

公職の種類

県議会議員(現職)

қ я **収支 大事郎**🖫

住 所 長野市大字南長野南県町123-4

令和7年4月1日に資金管理団体として下記の政治団体を指定したので、政治資金規正法第19条第2項の規定により届け出ます。

記

1. 資金管理団体の名称 「収支大事郎」後援会

殿

2. 主たる事務所の所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3. 代表者の氏名 収支 大事郎

是11的人引用是113 m 1 0 0 2 2

資金管理団体に指定する場合、代表者自身が 候補者等の本人でなければなりません。

宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 7 年 4 月 1 日

氏 名

自署や、届出者本人が提出に来庁し、身分 証などにより本人確認ができる場合などは 押印が不要になりました。



- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 「公職の種類」欄には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により、その職については選挙区において選挙することされている場合には当該選挙区名を付して、その職に有る者にあっては「衆議院議員 東京都第○区選挙区(現職)」、その職の候補者又は候補者になろうとする者にあっては「衆議院議員 近畿選挙区(候補者等)」の例により記載すること。

資金管理団体指定取消届

取消した日から7日以内に届出。 ※資金管理団体に指定していた政 治団体を解散した場合は、第25号様 式で届出。

令和7年12月18日

総 務 大 臣 殿 長野県選挙管理委員会

自署や、届出者本人が提出に来庁し、身分 証などにより本人確認ができる場合などは 押印が不要になりました。

氏 名 収支 大事郎

住 所 長野市大字南長野南県町123-4

令和7年12月15日に下記の政治団体に対する資金管理団体の指定を取り消したので、政治資金規正 法第19条第3項第1号の規定により届け出ます。

- 1. 資金管理団体の名称 「収支大事郎」後援会
- 2. 主たる事務所の所在地 長野市大字南長野南県町686-1

宣誓書

氏 名

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和7年12月15日

自署や、届出者本人が提出に来庁し、身分 証などにより本人確認ができる場合などは 押印が不要になりました。



- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 3 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。

資金管理団体でなくなった旨の届

なくなった日から7日以内に届出。 ※資金管理団体に指定していた政 治団体を解散等した場合は、この様 式で届出。

令和 7 年 12 月 18 日

総 務 大 臣 殿 長野県選挙管理委員会 自署や、届出者本人が提出に来庁し、身分 証などにより本人確認ができる場合などは 押印が不要になりました。

氏 名 **収支 大事郎**

住 所 長野市大字南長野南県町123-4

下記の政治団体は、令和7年12月15日に(

)により、

資金管理団体でなくなったため、政治資金規正法第19条第3項第2号の規定により届け出ます。

備考4、5をもとに記載

- 1. 資金管理団体の名称 「収支大事郎」後援会
- 2. 主たる事務所の所在地 長野市大字南長野南県町686-1

官 誓 書

自署や、届出者本人が提出に来庁し、身分 証などにより本人確認ができる場合などは 押印が不要になりました。

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 7 年 12 月 18 日

氏 名 収支 大事郎 💆

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。ただし、当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者が行うこと。
- 3 資金管理団体の届出をした者(当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者)本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者(当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者)本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。
- 4 ()には「資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなったこと」、「資金管理団体の届出をした者が代表者でなくなったこと」、「解散したこと」、又は「法第19条第1項に規定する政治団体でなくなったこと」のいずれかを記載すること。
- 5 資金管理団体の指定をした者が死亡した場合にあっては、この届出は新たに選任された代表者が行い、()に は「資金管理団体の届出をした者が死亡した」と記載すること。

資金管理団体届出事項の異動届

異動した日から7日以内 に届出。

令和 7 年 11 月 20 日

総 務 大 臣 殿長野県選挙管理委員会

自署や、届出者本人が提出に来庁し、身分 証などにより本人確認ができる場合などは 押印が不要になりました。

氏 名 **収支 大事郎 🖔**

住 所 長野市大字南長野南県町123-4

届出事項に異動があったので、政治資金規正法第19条第3項第3号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 資金管理団体の名称 「収支大事郎」後援会
- 2 異動事項 主たる事務所の所在地
- 3 内 容

(1) 新 〒380-0836 長野市大字南長野南県町686-1 電話026-234-9501

(2) □ 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 電話026-232-0111

宣誓書

自署や、届出者本人が提出に来庁し、身分 証などにより本人確認ができる場合などは 押印が不要になりました。

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 7 年 11 月 20 日

氏 《収支 大事郎學》

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 3 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け 出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管 理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。